

社会福祉法人 正道会 役員報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人の役員（理事・監事・評議員）が、理事会等に出席し職務を履行したときの報酬を定めるものである。

(支払い)

第2条 報酬の支払いは、原則として当日現金にて支払い、受領書を持ってこれを証する。
なお、後日振込にて支払う場合には、振込依頼書にてこれを証する。

(報酬額)

第3条 報酬は次のとおりとする。

日当		3,000円以内
交通費	片道8km以上の場合	2,000円以内

附則

この規定は、平成16年4月1日より施行する。

この規定は、平成21年11月27日より改正施行する。